

別表第2

旭川市日常生活用具給付種目及び対象者(難病患者用)

■介護優先:介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可
 ■複数:価格上限額内で複数給付可能 ■意見書:申請時に意見書の提出が必要

(1) 介護・訓練支援用具

種目	対象者(身体状況)	対象者(年齢)	性能	価格上限額
特殊寝台 介護優先 意見書	寝返り又は起き上がりが困難な者	学齢児以上	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもので、安全上の措置が適切に講じられているもの (付属のテーブル及びサイドレールを含む)	169,400円
特殊マット 介護優先 意見書	寝返り不能、褥瘡が生じる可能性の高い皮膚疾患等のいずれかの状態であり、特殊マットを使用することにより褥瘡の予防等ができる者で常時介護を要する者	3歳以上	A 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	33,000円
			B 原則として全身用のマットで、エアーマットと送風装置からなるもの又は特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	86,400円
特殊尿器 介護優先 意見書	自力で排尿できない者で、常時介護を要する者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	98,000円
体位変換器 介護優先 複数 意見書	寝たきりの状態にある者で、下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する者	学齢児以上	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
移動用リフト 介護優先 意見書	起立困難、起立位保持困難、座位保持困難、歩行不能のいずれかに相当する者	3歳以上	介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	261,400円

■介護優先:介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可
 ■複数:価格上限額内で複数給付可能 ■意見書:申請時に意見書の提出が必要

(2) 自立生活支援用具

種目	対象者(身体状況)	対象者(年齢)	性能	価格上限額
入浴補助用具 介護優先 複数 意見書	起立困難、起立位保持困難、座位保持困難、歩行困難のいずれかに相当し、入浴に介護を要する者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	99,000円
便器 介護優先 意見書	起立困難、起立位保持困難、座位保持困難、歩行不能のいずれかに相当する者	学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すり付きを含む)。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	34,100円
移動・移乗支援用具 介護優先 複数 意見書	起立困難、起立位保持困難、座位保持困難、歩行困難のいずれかに相当し、家庭内の移動において介護を要する者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	66,000円
特殊便器 意見書	上肢機能の低下等のため、排尿・排便後の処理が困難な者	学齢児以上	足踏みペダルや上肢の軽微な動作により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	124,800円
自動消火器 意見書	起立困難、起立位保持困難、座位保持困難、歩行困難のいずれかに相当し、火災時の避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	36,300円
暗所視支援眼鏡 意見書	夜盲又は視野狭窄のある者で、必要と認められる者		暗所での視界や広い視野を確保できるもの	395,000円

(3) 在宅療養等支援用具

■意見書:申請時に意見書の提出が必要

種目	対象者(身体状況)	対象者(年齢)	性能	価格上限額
ネブライザー 意見書	呼吸器機能に障害のある者で、必要と認められる者		障害者及び介護者が容易に使用し得るもの (付属の電池及び充電器等を含む)	ネブライザー 39,600円 電気式たん吸引機 62,000円 (両用器の場合は 86,900円)
電気式たん吸引器 意見書				
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) 意見書	人工呼吸器の装着が必要な者で、必要と認められる者		障害者及び介護者が容易に使用し得るもの	198,000円

(4) 住宅改修費

■介護優先:介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可
■複数:価格上限額内で複数給付可能 ■意見書:申請時に意見書の提出が必要

種目	対象者(身体状況)	対象者(年齢)	性能	価格上限額
居室生活動作補助用具 (住宅改修費) 介護優先 複数 意見書	歩行困難な者で、住宅改修をすることにより移動が円滑になる者	原則学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの(新築は除く) (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え(特殊便器への取替えをする場合に限る) (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (給付は原則として一回限りとする。また、退去時の原状回復費用は対象外)	200,000円

- (注) 1 対象者要件については、難病(薬の副作用等も含む。)によって制限を受けている動作・活動状況を基準とし、症状の変動がある場合は、より重度の状態を基準とする。また、特定の動作をすることが生命の維持等に影響を及ぼす場合は、その特定の動作は不能なものとする。
- 2 難病患者等日常生活用具給付事業、身体障害者福祉法及び児童福祉法により決定した用具は、本事業においても給付を受けたものとみなし、申請は再給付の例によるものとする。
- 3 特殊マットについては、同種目内での併給はできないものとする。
- 4 入浴補助用具、移動・移乗支援用具及び居室生活動作補助用具については、同一世帯内に該当者が2人以上いる場合、そのうち1人のみに給付するものとする。ただし、障害程度や障害部位により必要とする用具が異なる場合は、それぞれに給付できるものとする。
- 5 自動消火器については、1世帯につき1台の給付とする。